

令和5年度
留学生就職促進プログラム
公募要領

令和5年5月

文部科学省高等教育局
参事官（国際担当）付
留学生交流室

1. 事業の背景・目的

日本経済全体の活性化のため、幅広い産業分野において高度外国人材の獲得・定着が求められており、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画・フォローアップ」等の閣議決定においても、高度外国人材の受入れ促進は政府方針の柱の一つとなっているところである。

なお、「対日直接投資促進戦略」及び「成長戦略フォローアップ」においては、「2025年度末までに我が国の高等教育機関を卒業・修了した外国人留学生（国内進学者を除く）のうち我が国での就職者の割合50%を目指す」とされており、本事業は、この目標達成に向け、各大学が地域の自治体や産業界と連携し、国内・日系企業の就職に重要なスキルである「日本語能力」「日本での企業文化等キャリア教育」「中長期インターンシップ」を一体として学ぶ環境を創設する取組を普及することにより、外国人留学生の我が国での定着の促進を図るものである。

2. 事業の概要

(1) 募集内容

本事業は、日本の成長につながる優秀な外国人留学生の国内定着を図るために、国公立大学並びに企業、経済団体、地方公共団体等及び留学生支援団体等（以下「企業等」という。）が緊密に連携し、外国人留学生に対する国内企業への就職支援を図る計画について募集する。

特に、STEAM分野に加え、DX・GX等の今後の人材需要が見込まれる分野を主に対象として募集する。

(2) 申請者等

① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約の締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

② 文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

③ 令和3年度時点で、留学生就職促進プログラムの委託契約を締結していた者でないこと。

④ 外国人留学生が在籍する国公立大学（以下、「各大学」という。）と企業等により構成されるコンソーシアムを募集の対象とするが、主となる1大学が代表して申請することとする。なお、コンソーシアムにおいては、新規または既存の別を問わないが、事業実施において速やかに着手できるよう、実施体制が確立していることが望ましい。また、複数大学が共同で、本事業で求めるコースを設置することを妨げない。

(3) 実施内容

各地域の実情を踏まえつつ、以下①～⑤の取組を行う計画に委託する（①の取組がない計画は選定しないこととする）。

なお、本事業は大学・学部における一貫した就職支援を念頭に設計しており、事業年度は後述のとおり最大3年間であるが、外国人留学生の国内企業への定着に向け、各大学の実情に応じた最も適切な学年・課程での就職支援計画を策定の上申請すること。具体的には、正規課程の標準年限に限らず、キャリア教育を行うに適切な期間を考慮してプログラムを設定すること。初年度から日本語能力の

定着に向けた学習を実施すること。

新型コロナウイルス感染症対策にも留意することとし、遠隔講義システムを活用した非接触型の方法により実施することを妨げない。

①教育プログラムの開発実施

・ビジネス日本語教育

ビジネス現場で必要とされる日本語の運用能力に関する講義の開発実施。

本事業においては、外国人留学生が職業人として我が国に定着する上で最低限必要となる日本語能力の獲得は必須とする。最低限必要となる日本語能力については、各業界・専攻分野において、実情を踏まえて設定することとし、各人の現段階の能力、想定するキャリアパスや国内企業の需要に応じた適切なプログラムを設定できる体制を構築することが求められる。

なお、外部へ委託して実施する計画でも構わないが、レベル設定や教育内容等の質保証についてはコンソーシアムにおいてしっかりと担保すること。

例1：プログラム開始時にJLPTがN1レベル、N2レベルの学生ではそれぞれ違ったプログラムを提供可能な体制を構築。

例2：工学等の技術系分野では、文化系分野と比べ、求められる日本語能力の質が異なるので、各人のキャリアプランに沿った計画設定が可能な体制を構築。

・キャリア教育

主として企業人による、日本企業での働き方・キャリアパスの講習、日本企業で働くことの意義に関する講義の開発実施。次に掲げる「インターンシップ・プログラム」と連動した計画となっていること。

企業とのミスマッチを防ぐためにも、外国人留学生に企業文化を講義することは必要不可欠である。そのため、単に一般的な企業文化の講習にとどまらず、より実践的なキャリア教育を施すことにより、学生のキャリアプランをしっかりとイメージさせる取組が求められる。

なお、キャリア教育の一環として、アントレプレナーシップ教育の要素を含むものを実施することも妨げない。

例1：学生のキャリア志向を把握した上で、単一企業では主に少数の者を対象とするインターンシップにとどまらずコンソーシアム参加企業等のうち志望業種の企業による複数人を対象とした事業説明や企業内文化の講習を実施。

例2：複数名を対象とした、コンソーシアム参加企業による定期的な職場見学の実施等。

例3：遠隔講義システムを活用した企業で働く方の講話、意見交換を実施。

・インターンシップ・プログラム

主として中長期（合計1か月程度）となるようなインターンシップ・プログラムの開発実施。なお、採用と大学教育の未来に関する産学協議会2021年度報告書「産学協働による自律的なキャリア形成の推進」におけるインターンシップ等の類型や「インターンシップを始めとする学生のキャリア形成支援に係る

取組の推進に当たっての基本的考え方」も踏まえ、適切なインターンシップ・プログラムを実施することが望ましい。

例1：企業の担当者が訪問して問題解決型のプログラムを組み入れて実施する。

例2：企業等との共同研究や、産学連携事業への積極的な参加を通じた日本企業における働き方の理解。

例3：長期休暇等を利用し、コンソーシアム参加企業内の事業に一定期間補助者として随行することで日本企業の事業内容やその成果を体験的に学習。

②近隣大学の学生も参加できる就職セミナー等の開催

本事業においては、単なる顔合わせの場を提供するもので終わらせることなく、就職セミナー参加者がその後も就職セミナー参加企業と定期的に接触を持てるような仕組みとなるよう、複合的な企画を作成すること。

③上記①の、可能な範囲（遠隔授業等）でのコンソーシアムに参加する他大学の学生への開放

④外国人留学生受入れ経験の少ない企業への支援

コンソーシアム参加企業には外国人留学生の受入れ経験が少ない企業も相当数あることが見込まれることから、受入れに当たっての体制づくりの支援についてコンソーシアム全体でサポートできる体制を構築することが望ましい。特に外国人留学生のキャリア観と初めて受け入れる企業のキャリア観については、相当の差異があることが想定されるので、相互のミスマッチが起こらないよう、企業等の採用・人事労務担当者やインターンシップ受入れ担当者を対象に、外国人留学生のインターンシップ受入れ時の工夫や採用の好事例をはじめ高度外国人材の活躍促進等に係るセミナーをJV-Campus等のプラットフォームを活用するなどして効果的に提供すること。

また、就職した外国人留学生に対してのフォローアップ体制（コンソーシアム所属のメンター等が相談を受けるなど）が構築されているなどの工夫があることが望ましい。

⑤持続可能な仕組みの構築

当事業終了後、持続的な就職支援体制を構築するためには、コンソーシアムのみで事業を継続させる仕組みが必要不可欠である。そのため、当事業開始直後は不可能であったとしても、持続可能な事業体制を構築することが望ましい。

(4) 選定の観点

- ・企業等の参画により構成されるコンソーシアムが設立されていること
- ・参画企業等からキャリア教育の実施に必要な実務家教員の派遣（派遣に係る経費の負担を含む。）等の経済的支援を得られると見込まれることが、参画企業等との協定等で確認できること
- ・一定数の外国人留学生の就職が見込めるようにするため、コンソーシアムに参画している大学に在籍する外国人留学生の総数が100人以上であること

- ・(3)①の教育プログラムがビジネスシーンで活用できる日本語能力の習得や実際の現場を通じた日本企業での働き方の学習機会の提供など特徴的・効果的であること
 - ・(3)①の教育プログラムについては、別途、留学生就職促進教育プログラム認定制度による認定を受けることを要する
 - ・(3)②③④⑤が工夫された取組であること
 - ・受講者全員が職業人として我が国に定着する上で最低限必要となる日本語能力を習得するためのプログラムが組み込まれていること
 - ・当該コンソーシアムのみならず他大学にも波及（多数の外国人留学生の就職に資する）する取組であること
 - ・国内企業への就職率目標値が事業最終年度に卒業・修了するコンソーシアム参加大学における外国人留学生（国内進学者を除く）の5割以上となっていること
 - ・当該事業を進めるための体制が構築されており、その上で、適切な予算執行計画となっていること
 - ・外国人留学生の受入れや支援等を担当する留学生センター等と学生に対し就職指導や求人情報を提供するキャリアセンター等の連携強化が図られていること
 - ・当事業終了後も持続可能な事業となるよう、工夫が図られていること
 - ・コンソーシアムにおいて、参画する企業に関して、就職にあたっての在留資格の切替えに必要となる情報（企業の業務内容、組織形態、財務諸表等）を把握出来ること。また、経済団体がコンソーシアムに参画している場合には、当該経済団体が会員企業のデータを把握できること
 - ・起業活動支援の要素を含むものについては、内容に応じ審査の点に加点するものとする
- (5) 申請可能件数
1の大学が申請できる件数は、各大学から1件とする（コンソーシアムへの参画も1として計算する）。
- (6) 採択件数
3拠点程度
- (7) 実施期間
最大3年間（国の財政状況により、必ず保証するものではない）
ただし、委託契約については年度ごとに締結することとし、委託契約期間は委託を受けた日から契約書で定める日までとする。
なお、毎年度、文部科学省が事業の進捗状況を確認し、事業継続の可否を判断するものとする。
※事業開始日は令和5年8月上旬を予定しており、最大で令和8年3月31日までを実施期間とする。
- (8) 予算額
1件あたり1年31百万円を上限として計画を提出すること。ただし、予算の事情及び計画の進行程度により、当初計画の予算額が満額認められるわけではない。また、事業年度ごとに進捗状況を鑑み、次年度の予算を改めて確認・契約することに留意すること。
経費は事業実施のための教員等に係る人件費や、会議・打ち合わせ等にかかる旅費、謝金及び会議費、消耗品費等を想定している。
なお、過度な設備備品の購入・設置（再委託事業者については、購入・設置自

体を認めない。)、建物等施設の建設・改修及び不動産取得に関する経費には使用できない。

- (9) 本プログラムにおける外国人留学生の在留資格変更手続きにおける優遇措置
本事業に採択された大学が開講した教育プログラムに参加する学生については、就職決定後の在留資格の変更許可申請において、優先的な処理がされることとしている。(また、当該学生がコンソーシアムに参画している企業に就職する場合においては、さらに在留資格切替えの申請を行う際の書類が簡素化される。)

3. 選定方法

本事業の実施計画の選定は客観性、公平性、透明性を担保するために、外部有識者による「留学生就職促進プログラム委員会」において審査を行う。

4. 申請要件

以下の場合には審査対象外となるので、十分留意すること。

- (1) 「令和5年度 留学生就職促進プログラム 実施計画書 作成・記入要領」に定める様式と異なる場合
- (2) 募集対象機関以外からの申請の場合
- (3) 申請に必要な機関がコンソーシアムに参画していない場合
- (4) 実施計画書における重大な誤りや記載漏れ、又は虚偽の記載等があった場合

5. 申請手続

(1) 提出書類

① 実施計画書

※「令和5年度 留学生就職促進プログラム 実施計画書 作成・記入要領」(別添)に基づき、法人の長から文部科学省高等教育局長宛てに申請すること。

② 審査基準にある「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」における認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認通知がある場合は、その写し

③ 誓約書

(2) 提出期限

令和5年6月9日(金) 必着

※提出期限を過ぎてからの書類の提出及び提出後の書類の差替えは一切認めない。

(3) 提出先

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省 高等教育局 参事官(国際担当)付 留学生交流室 留学交流支援係

※封筒等の表に朱書きで「令和5年度 留学生就職促進プログラム実施計画書」と記載すること。

※提出書類は一切返還しない。

※郵送中の事故については、文部科学省は一切の責任を負わない。

(4) 選定結果の通知

各法人の長宛てに令和5年7月を予定

6. 事業の実施

- (1) 選定決定の後、採択者と契約額及び契約の条件等について調整を行い、文部科学省と法人の長との間で委託契約を締結する。契約額については国が実施計画書と参考見積価格等を精査し、実施要項等で経費として認めているもの以外の経費、業務の履行に必要な経費、過大に見積もられた経費などは負担しない。したがって契約額は採択者が提示する参考見積価格とは必ずしも一致しないのでその点を承知しておくこと。また、契約額及び契約の条件等について双方の合意が得られない場合には選定決定を取り消すこととなるのでその点についても承知しておくこと。なお、契約の締結は年度毎に行う。
- (2) 国の契約は、会計法により当事者双方が契約書に押印しない限り確定しないため、たとえ本事業に選定されたとしても双方が契約書に押印していない間は事業に着手することはできない。したがって、それ以前に採択者が要した経費についても国は負担することはないのでその点について十分留意するとともに、選定後は迅速に契約締結を進めて行くこと。なお、業務の一部を別の者に再委託先する場合はその再委託先にも伝えておくこと。
- (3) 申請の際、令和5年度における実施計画の所要経費の積算を提出することになるが、委託契約額として大学に措置する経費は、実施計画の内容等を総合的に勘案し、予算の範囲内で決定する。その際、予算額が変更となったとしても、実施計画の変更は原則として認めない。
- (4) 事業開始後に実施計画の内容に重大な変更が必要となった場合は、事前に文部科学省の承認を得ること。
- (5) 実施大学は実施計画書に基づき事業の実施及び経費の支出を行うほか、経費の使用実績に関する報告書（委託業務完了報告書）を作成し、文部科学省に提出すること。
また、複数年にわたる事業の場合は、毎年度、事業の進捗状況及び経費の使用実績に関する報告書（委託業務中間報告書）を作成し、文部科学省に提出すること。
なお、事業の実施に際し、文部科学省高等教育局参事官（国際担当）付が、現地の状況等を把握するために実施大学に対して調査を行い、進捗状況を把握する。
- (6) 実施大学は事業終了後、委託業務成果報告書を速やかに文部科学省に提出すること。
- (7) 委託業務成果報告書等をもとに、文部科学省がヒアリングを実施することを予定している。
- (8) 本事業は委託費によって実施するものであり、原則として成果物の著作権は文部科学省に帰属するが、一定の条件の下で受託者に帰属する。
選定された事業において、成果報告としてシンポジウム等を開催する予定がある場合は積極的に周知に努めること。

7. 奨学金

本事業で採択された大学に対しては、別途「留学生就職促進教育プログラム認定制度」の認定を受けることで、毎年度文部科学省外国人留学生学習奨励費及び高度外国人材育成課程履修支援を予算の範囲内で配分することとしている。（初年度は前者15人分、後者25人分の措置を予定）当該奨学生の選考については、

各大学の判断により活用できる。

8. 誓約書

- (1) 本企画競争に参加を希望する者は、実施計画書の提出時に、暴力団等に該当しない旨の別添の誓約書を提出すること。また、実施計画書の内容に業務を別の者に再委託する計画がある場合はその再委託先も誓約書を提出すること。
- (2) 前項の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の実施計画書を無効とするものとする。

9. その他

- (1) 事業実施にあたっては、契約書及び実施計画書等を遵守すること。また、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など実施計画書に記載した事項について、認定の取消などによって記載した内容と異なる状況となった場合には、速やかに発注者へ届け出ること。
- (2) 選定件数は現時点の予定であり増減する場合がある。最終的な選定件数は「留学生就職促進プログラム委員会」が決定する。
- (3) 公募期間中の質問・相談等については、当該者のみが有利となるような質問等については回答できない。質問等に係る重要な情報はホームページにて公開している本件の公募情報に開示する。
- (4) 実施計画書等の作成費用は選定結果にかかわらず申請者の負担とする。
- (5) 再委託先が子会社や関連企業の場合、利益控除等透明性を確保すること。また、再委託費以外のすべての費目においても、受託者の子会社や関連企業への支出に該当する経費については、再委託費と同様の措置を行うか、取引業者選定方法において競争性を確保することで、価格の妥当性を明らかにすること。
- (6) 再委託先や事業費による支出先に取引停止期間中の者を含めないこと。
- (7) 審査終了後ただちに採択者と契約に向けた手続きに入る。すみやかに契約締結するため、遅滞なく以下の書類を提出すること。業務計画に再委託が予定されている場合は再委託先にも周知しておくこと。

[契約締結にあたり必要となる書類]

- ・ 業務計画書（委託業務経費内訳または参考見積書を含む）
- ・ 委託業務経費（再委託に係るものを含む）の積算根拠資料
（人件費単価表、謝金単価表、旅費支給規定、見積書、一般管理費率算定根拠資料など）
- ・ 再委託に係る委託業務経費内訳
- ・ 別紙（銀行口座情報）

10. 参考

- 「留学生就職促進プログラム」の中間評価結果について（H29 採択 12 拠点）
https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/1386454_00001.htm
- 「留学生就職促進プログラム」の進捗確認結果について（R2 採択 3 拠点）
https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/1386454_00012.htm
- 外国人留学生の採用や入社後の活躍に向けたハンドブック
https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/mext_00001.html

- 留学生の就職促進に関する周知及び調査研究（留学生就職促進プログラム）成果報告書
https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/mext_00005.html
- 「日本人社員も外国籍社員も 職場でのミスコミュニケーションを考える」
動画教材及び学びの手引き
<https://www.meti.go.jp/press/2021/04/20210426003/20210426003.html>
- 「外国人留学生の国内就職支援研修モデルカリキュラム」
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_18404.html
- インターンシップを始めとする学生のキャリア形成支援に係る取組の推進に
当たっての基本的考え方
https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/sangaku2/20220610mxt_ope01_01.pdf

11. 問合せ先

文部科学省高等教育局参事官（国際担当）付

留学生交流室留学交流支援係

電話：03-5253-4111（内線：3028）

メール：ryukouryu@mext.go.jp